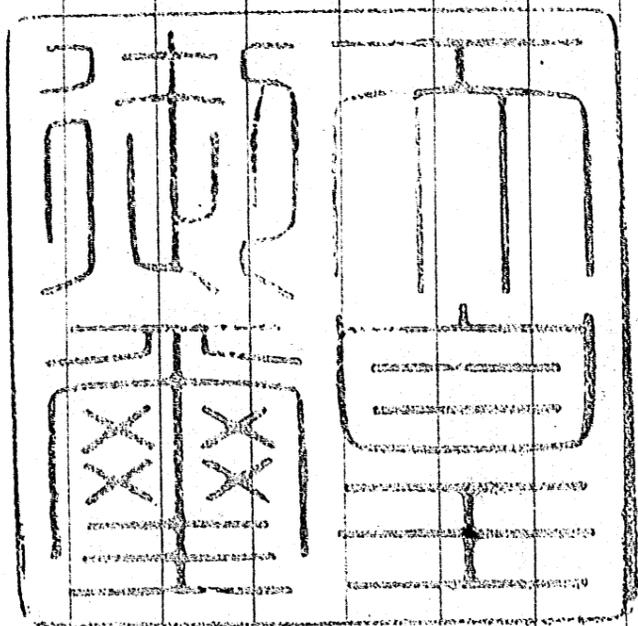


條約第四号

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ明治四  
十年十月十八日和蘭國海牙ニ於  
テ第二回萬國平和會議ニ贊同シ  
タル帝國及各國全權委員ノ間ニ  
議定シ帝國全權委員力第四十四  
條ヲ留保シテ署名シタル陸戰ノ  
法規慣例ニ關スル條約ヲ批准シ  
茲ニ之ヲ公布セシム

陸仁



明治四十五年一月十二日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望  
外務大臣子爵内田康哉

條約第四號

陸戰ノ法規慣例ニ關スル條約

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下、亞米利加合衆國大統領、亞爾然丁共和國大統領、奧地利國皇帝、ボヘミア國皇帝、匈牙利國皇帝陛下、白耳義國皇帝陛下、ポリツィア共和國大統領、伯刺西爾合衆國大統領、勃爾牙利國公殿下、智利共和國大統領、格倫比亞共和國大統領、玖馬共和國臨時總督、丁抹國皇帝陛下、ドミニカ共和國大統領、エクアドル共和國

和國大統領佛蘭西共和國大統領大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外領土皇帝印度皇帝陛下希臘國皇帝陛下、グワテマラ共和國大統領、ハイチ共和國大統領、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、盧森堡國大公、ナツィ公殿下、墨西哥合衆國大統領、モンテネグロ國公殿下、諾威國皇帝陛下、巴奈馬共和國大統領、ハラクエー共和國大統領、和蘭國皇帝陛下、祕露共和國大統領、波斯國皇帝陛下、葡萄牙國及アルガルヴ皇帝陛下、羅馬

尼亞國皇帝陛下、全露西亞國皇帝陛下、ザルツァドル共和國大統領、塞爾比亞國皇帝陛下、暹羅國皇帝陛下、瑞典國皇帝陛下、瑞西聯邦政府、土耳其國皇帝陛下、東ウルグエー共和國大統領、ウヰェネスマラ合衆國大統領、ハ平和ヲ維持シ且諸國間ノ戰爭ヲ防止スルノ方法ヲ講スルト同時ニ其ノ所期ニ反シ避クルコト能ハサル事件ノ為兵力ニ訴フルコトアルヘキ場合ニ付攻究ヲ為スノ必要ナルコトヲ考慮シ斯ノ如キ非常ノ場合ニ於テモ尚能ク人類ノ

福利ト文明ノ駸駸トシテ止ムコトナキ  
要求トニ副ハムコトヲ希望シ之カ為戰  
争ニ関スル一般ノ法規慣例ハ一層之ヲ  
精確ナラシムルヲ目的トシ又ハ成ルヘ  
ク戦争ノ惨害ヲ減殺スヘキ制限ヲ設ク  
ルヲ目的トシテ之ヲ修正スルノ必要ヲ  
認メ千八百七十四年ノ比律悉會議ノ後  
ニ於テ聰明仁慈ナル先見ヨリ出テタル  
前記ノ思想ヲ體シテ陸戦ノ慣習ヲ制定  
スルヲ以テ目的トスル諸條規ヲ採用シ

タル第一回平和會議ノ事業ヲ或點ニ於  
テ補充シ且精確ニスルヲ必要ト判定セ  
リ

締約國ノ所見ニ依レハ右條規ハ軍事上  
ノ必要ノ許ス限努メテ戦争ノ惨害ヲ輕  
減スルノ希望ヲ以テ定メラレタルモノ  
ニシテ交戦者相互間ノ關係及人民トノ  
關係ニ於テ交戦者ノ行動ノ一般ノ準繩  
タルヘキモノトス

但シ實際ニ起ル一切ノ場合ニ普ク適用

スヘキ規定ハ此ノ際之ヲ協定ニ置クコト能ハサリシト雖明文ナキノ故ヲ以テ規定セラレサル總テノ場合ヲ軍隊指揮者ノ擅断ニ委スルハ亦締約國ノ意思ニ非サリシナリ

一層完備シタル戦争法規ニ関スル法典ノ制定セララルニ至ル迄ハ締約國ハ其ノ採用シタル條規ニ含マレサル場合ニ於テモ人民及交戦者カ依然文明國ノ間ニ存立スル慣習人道ノ法則及公共良心ノ

要求ヨリ生スル國際法ノ原則ノ保護及支配ノ下ニ立ツコトヲ確認スルヲ以テ適當ト認ム

締約國ハ採用セラレタル規則ノ第一條及第二條ハ特ニ右ノ趣旨ヲ以テ之ヲ解スヘキモノナルコトヲ宣言ス

締約國ハ之カ為新ナル條約ヲ締結セムコトヲ欲シ各左ノ全權委員ヲ任命セリ

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下

國務大臣、土耳其國駐劄特命全權大使、男爵マルシャル、ド、ビーベルスタイン、本會議特派委員、ゴンセイエー、アチチム、ド、レガシヨシ、帝國外務省法律顧問、常設仲裁裁判所裁判官、ドクトルヨハネス、クリーゲ

亞米利加合衆國大統領

特命大使 ショセフ、エツチ、チョート  
特命大使 ホレス、ボーター  
特命大使 エリアー、エム、ローズ

和蘭國駐劄特命全權公使、デヴィッド、ジェーン、ヒル

海軍少將、全權公使、チャールズ、エス、スペリー  
陸軍少將、合衆國陸軍軍法會議長、全權公使、ジョージ、ビー、デー、ツイス  
全權公使、ウィリアム、アイ、ブカナン

亞爾然丁共和國大統領

前外務大臣、伊國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官、ロケ、サエンツ、ベニヤ、前外務及教務大臣、下院議員、常設仲

裁裁判所裁判官ルイス、エム、ドラゴ

前外務及教務大臣、常設仲裁裁判所

裁判官カルロス、ロドリゲス、ラレタ

奥地利國皇帝「ポヘミヤ」國皇帝洪牙利國

皇帝陛下

「コレセイエー、アレチーム」、特命全權大使「ゲイ

タン、メレー、ド、カボスメレー

希臘國駐劄特命全權公使、男爵「シヤ

ルド、マツキオ

白耳義國皇帝陛下

國務大臣、代議院議員、佛國學士院會

員、白耳義國學士院會員、羅馬尼亞國

學士院會員、國際法學會名譽會員、常

設仲裁裁判所裁判官「ベルナール

ベル

和蘭國駐劄特命全權公使、羅馬尼亞

國學士院會員、男爵「ギーヨーム

「ポリヴィア」共和國大統領

外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官「クラ

ム

ウヂオ、ピニラ

英國駐劄特命全權公使フルナレド、エグワ  
チャラ

伯刺西爾合衆國大統領

特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判  
官ルイ、バルボサ

和蘭國駐劄特命全權公使エツアルド、エフ、  
エス、ドス、サントス、リスボア

勃爾牙利國公殿下

陸軍參謀少將、侍從將官ヴルバン、ヴィナロフ

大審院檢事總長イヴァン、カラレジェーロフ

智利共和國大統領

英國駐劄特命全權公使ドミンゴ、ガナ

獨逸國駐劄特命全權公使アウグスト、マッテ

前陸軍大臣、前代議院議長、前亞爾然

丁國駐劄特命全權公使カルロス、コシチャ

格倫比亞共和國大統領

陸軍將官ホルヘ、ホルグイシ

サンチアゴ、ベレス、トリアナ

佛國駐劄特命全權公使、陸軍將官マル

セリアノ、ヴァルガス

玖馬共和國臨時總督

「ハヴァナ」大學國際法教授、上院議員アレ

トニオ、サシチエス、デ、ブスタマシテ

米國駐劄特命全權公使 ゴンザロ、デ、クエサタ、

イ、アロステグイ

前「ハヴァナ」中學校長、上院議員マヌエル、サ

レ、グイリ

丁持國皇帝陛下

侍從、米國駐劄特命全權公使 コンスタチ

レ、ブロシ

海軍少將クリスタア、フレデリック、シエルレル

侍從、外務省課長 アクセル、ヴェデル

「ドミニカ」共和國大統領

前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官

フランシスコ、ヘリリケス、イ、カルヴァハル

共和國專門學校長、常設仲裁裁判所

裁判官 アポリナル、テヘラ

「ユクアドル」共和國大統領

佛國駐劄兼西班牙國駐劄特命全權

公使 ヴィクトル・レンドニ

代理公使 エンリクス・ドルニ、イ、デアルスア

佛蘭西共和國大統領

特命大使、上院議員、前内閣議長、前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官、レオン・ブールジョア

上院議員、一等全權公使、常設仲裁裁判所裁判官、男爵、デスツールネルド、コリス、名譽全權公使、外務省法律顧問、佛國學士院會員、

常設仲裁裁判所裁判官、ルイルノ

和蘭國駐劄特命全權公使、マルスラニレ

大不列顛愛蘭聯合王國、大不列顛海外

領土、皇帝、印度皇帝陛下

樞密顧問官、特命大使、常設仲裁裁判

所裁判官、サーエドワード、フライ

樞密顧問官、常設仲裁裁判所裁判官、

サーアーネスト、メーソン、サトウ

樞密顧問官、前國際法學會長、男爵、ド

ーナルド、ジェームス、マッケイ、レー

和蘭國駐劄特命全權公使、ガリーヘンリッ、  
ハワード

希臘國皇帝陛下

獨逸國駐劄特命全權公使、クレオリ、リッ  
オ、ランガニ

雅典大學國際法教授、常設仲裁裁判  
所裁判官、ジョール、ジュヌストレイト

グワテマラ共和國大統領

和蘭國駐劄兼英國駐劄代理公使、常  
設仲裁裁判所裁判官、ホセ、チブレ、マチャド

獨逸國駐劄代理公使、エンリケ、ゴノス、カリリョ  
ハイテ共和國大統領

佛國駐劄特命全權公使、ジャン、ジョセフ、ダ  
ルベマル

米國駐劄特命全權公使、ジー、エス、レジェー  
前國際公法教授、ポルト、ブラレス組合辯  
護士、ビエール、ユダクール

伊太利國皇帝陛下

上院議負、佛國駐劄特命全權大使、常  
設仲裁裁判所裁判官、伊國委員長、伯

爵ジョセフトルニエリ、ブルサチ、ヂ、ヴェルガノ

下院議員、外務次官、<sup>ル</sup>コンマレドールギド、ボ  
レピリ

参事院議員、下院議員、前文部大臣、<sup>ル</sup>コ  
マンドールギド、フジナト

日本國皇帝陛下

特命全權大使都筑馨六

和蘭國駐劄特命全權公使佐藤愛麿

廬森堡國大公、<sup>ル</sup>ナツソー公殿下

國務大臣、内閣議長、<sup>ル</sup>アイシエシ

獨逸國駐劄代理公使、伯爵ド、ヴィレー

墨西哥合衆國大統領

伊國駐劄特命全權公使、<sup>ル</sup>ゴレザロ、ア、エス

テヴァ

佛國駐劄特命全權公使、<sup>ル</sup>セバスチア、レ、ベ

ド、ミエー

白耳義國駐劄兼和蘭國駐劄特命全

權公使、<sup>ル</sup>アラレシスコ、エル、デ、ラ、バラ

モシテネグロ國公殿下

<sup>ル</sup>コンセイエー、プリヴェ、ア、レ、ペリアル、ア、ク、チュ、エル、<sup>ル</sup>佛

國駐劄露國特命全權大使ネリドフ

コシセイエー、ブリヴエ、アヒベリアル、露國外務省

常任顧問官ド、マルテレス

コシセイエー、デタ、アヒベリアル、アクチュエル、和蘭國

駐劄露國特命全權公使チャリコフ

諾威國皇帝陛下

前内閣議長、前法學教授、和蘭國駐劄

兼丁林國駐劄特命全權公使、常設仲

裁裁判所裁判官、アラヒレス、ハーゲルブ

巴奈馬共和國大統領

ベリサリオ、ボラス

パラグエー共和國大統領

佛國駐劄特命全權公使、エウセビオ、マチャイン

比律悉駐在領事、伯爵、ビョー、ヂュ、モニソ、ド、ベ

ル、ジャンダル

和蘭國皇帝陛下

前外務大臣、下院議負、ドブルヴェ、アツシエ、ド、ホ

ーフォール

國務大臣、參事院議官、常設仲裁裁判

所裁判官、テ、エム、セ、アツセル

退職陸軍中將、前陸軍大臣、参事院議官、ヨシクヘール、ゼー、ゼー、デー、ベル、ポール、カ  
ゲール

特務侍從武官、退職海軍中將、前海軍大臣、ヨシクヘール、ゼー、アー、ローエル

前司法大臣、下院議員、ゼー、アー、ロエフ

秘露共和國大統領

佛國駐劄兼英國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官、カルロス、ジェー、カ  
ンダモ

波斯國皇帝陛下

佛國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官、サマド、カレ、モムタ、ソスサルタネー

和蘭國駐劄特命全權公使、ミルツス、アー、ノ  
ツド、カレ、サダグ、ウル、ムルク

葡萄牙國及「アルガルヴ」皇帝陛下

参事院議官、ベル、デ、ネ、ロ、ワイ、ヨーム、前外務大臣、英國駐劄特命全權公使、特命全權大使、侯爵、デ、ソ、ヴェラル

和蘭國駐劄特命全權公使、伯爵、デ、セ、リール

瑞西國駐劄特命全權公使アルベルト、ド  
リヴェイラ

羅馬尼亞國皇帝陛下

獨逸國駐劄特命全權公使アレキサン  
ド、ルベルゲマン

和蘭國駐劄特命全權公使エドガール、マ  
ッ、ロコルダト

全露西亞國皇帝陛下

「コンセイエー、プリヴュ、アクチユエル」佛國駐劄特  
命全權大使ネリドフ

「コンセイエー、プリヴュ」外務省常任顧問官、常  
設仲裁裁判所裁判官ド、マルテス

「コンセイエー、デヌ、アクチユエル」侍從、和蘭國駐

劄特命全權公使チャリコフ

「サルツァトル」共和國大統領

佛國駐劄代理公使、常設仲裁裁判所  
裁判官ペドロ、ロ、ビ、マテウ

英國駐劄代理公使サニチアゴ、ベレス、ト  
リアナ

塞爾比亞國皇帝陛下

陸軍將官、参事院議長、サヴァ、グルー、イッチ

伊國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁

判所裁判官、ミロツ、アシ、ミロツ、アノ、ヴィッチ

英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公

使、ミシエ、ル、ミリ、チ、エ、ヴィ、ッチ

暹羅國皇帝陛下

陸軍少將、モム、チャ、チ、デー、ウ、ドム

公使館参事官、セー、コ、ラ、ゲ、オ、ニ、ド、レ、リ

陸軍大尉、ル、ア、ン、グ、ビ、ユ、ヴ、ア、ナ、ルト、ナ、リ、ニ、ー、バル

瑞典國、ゴツ、及、ヴァ、ン、ド、皇帝陛下

前司法大臣、丁、赫、國、駐劄特命全權公

使、常設仲裁裁判所裁判官、クヌート、ヒヤ

ル、マル、レ、オ、ナル、ド、ハ、ム、マル、ス、キ、ヨ、ルド

前無省大臣、前高等法院評定官、常設

仲裁裁判所裁判官、ヨハン、ニ、エ、ス、ヘ、ル、ネ、ル

瑞西聯邦政府

英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公

使、ガ、ス、ト、リ、カ、ル、ラ、シ

陸軍参謀大佐、ジュ、ネ、ツ、ア、大學教授、ユー、ビ

エー、ン、ボ、レル

チェーリヒ 大學法學教授 マックス、フリーベル  
土耳其國皇帝陛下

特命大使 ミニストルド、レヴカフ、チエルカン、パシヤ

伊國駐劄特命全權大使 レット、ベール

海軍中將 ノヘッド、バシヤ

東ウルク、共和國大統領

前大統領、常設仲裁裁判所裁判官 ホセ、

バトレイ、オールドニエス

前上院議長、佛國駐劄特命全權公使、

常設仲裁裁判所裁判官 フアレー、カストロ

ヴェネズエラ 合衆國大統領

獨逸國駐劄代理公使 ホセ、ヒル、フォルトウル

因テ各全權委員ハ其ノ良好妥當ナリト

認メラレタル委任状ヲ寄託シタル後左

ノ條項ヲ協定セリ

第一條 締約國ハ其ノ陸軍軍隊ニ對シ

本條約ニ附屬スル陸戰ノ法規慣例ニ

關スル規則ニ適合スル訓令ヲ發スヘ

シ

第二條 第一條ニ掲ケタル規則及本條

約ノ規定ハ交戦國カ悉ク本條約ノ當  
事者ナルトキニ限締約國間ニノミ之  
ヲ適用ス

第三條 前記規則ノ條項ニ違反シタル  
交戦當事者ハ損害アルトキハ之カ賠  
償ノ責ヲ負フヘキモノトス交戦當事  
者ハ其ノ軍隊ヲ組成スル人負ノ一切ノ行  
為ニ付責任ヲ負フ

第四條 本條約ハ正式ニ批准セラレタ  
ル上締約國間ノ關係ニ於テハ陸戦ノ  
法規慣例ニ關スル千八百九十九年七  
月二十九日ノ條約ニ代ルヘキモノト  
ス

千八百九十九年ノ條約ハ該條約ニ記  
名シタルモ本條約ヲ批准セサル諸國  
間ノ關係ニ於テハ依然效力ヲ有スル  
モノトス

第五條 本條約ハ成ルヘク速ニ批准ス  
ヘシ

批准書ハ海牙ニ寄託ス

第一回ノ批准書寄託ハ之ニ加リタル  
諸國ノ代表者及和蘭國外務大臣ノ署  
名シタル調書ヲ以テ之ヲ證ス  
爾後ノ批准書寄託ハ和蘭國政府ニ宛テ  
且批准書ヲ添附シタル通告書ヲ以テ  
之ヲ為ス

第一回ノ批准書寄託ニ關スル調書前  
項ニ掲ケタル通告書及批准書ノ認證  
謄本ハ和蘭國政府ヨリ外交上ノ手續  
ヲ以テ直ニ之ヲ第二回平和會議ニ招

請セラレタル諸國及本條約ニ加盟ス  
ル他ノ諸國ニ交付スヘシ前項ニ掲ケ  
タル場合ニ於テハ和蘭國政府ハ同時  
ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スル  
モノトス

第六條 記名國ニ非サル諸國ハ本條約  
ニ加盟スルコトヲ得

加盟セムト欲スル國ハ書面ヲ以テ其  
ノ意思ヲ和蘭國政府ニ通告シ且加盟  
書ヲ送付シ之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ

寄託スヘシ

和蘭國政府ハ直ニ通告書及加盟書ノ  
認證謄本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且右  
通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ  
第七條 本條約ハ第一回ノ批准書寄託  
ニ加リタル諸國ニ對シテハ其ノ寄託  
ノ調書ノ日附ヨリ六十日ノ後又其ノ  
後ニ批准シ又ハ加盟スル諸國ニ對シ  
テハ和蘭國政府カ右批准又ハ加盟ノ  
通告ヲ接受シタルトキヨリ六十日ノ

後ニ其ノ效力ヲ生スルモノトス

第八條 締約國中本條約ヲ廢棄セムト  
欲スルモノアルトキハ書面ヲ以テ其  
ノ旨和蘭國政府ニ通告スヘシ和蘭國  
政府ハ直ニ通告書ノ認證謄本ヲ爾餘  
ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接受シ  
タル日ヲ通知スヘシ  
廢棄ハ其ノ通告書カ和蘭國政府ニ到  
達シタルトキヨリ一年ノ後右通告ヲ  
為シタル國ニ對シテノニ效力ヲ生ス

ルモノトス

第九條 和蘭國外務省ハ帳簿ヲ備ヘ置キ第五條第三項及第四項ニ依リ為シタル批准書寄託ノ日竝加盟第六條第二項又ハ廢棄第八條第一項ノ通告ヲ接受シタル日ヲ記入スルモノトス各締約國ハ右帳簿ヲ閱覽シ且其ノ認證抄本ヲ請求スルコトヲ得

右證據トシテ各全權委員本條約ニ署名

ス

千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本書一通ヲ作り之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄託シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸國ニ交付スヘキモノトス

第一 獨逸國 マルシャル 附屬規則第四十

クリーゲ 四條ヲ留保ス

第二 粟利加合衆國 ジョセフエツチ、チョート

ホレエス、ポーター

ユ、エム、ローズ

デヴィッド、ジェーン、ヒル

シェ、エス、スベリー

ウィリアム、アイ、ブカナン

ロケサエレット、ペニヤ

ルイス、エム、ドラゴ

セ、ロドリゲス、ラレタ

メレー

男爵マッキオ

千九百七年八月十七日ノ  
總會議ニ於テ為シタル宣  
言ヲ留保ス

第四

奥地利洪牙利國

第三

亞爾然丁國

第五

白耳義國

ア、ベルナル

ジー、ヴァンデン、ビューベル

ギー、ヨーム

クラウゲオ、ビニラ

ルイ、バルボサ

エ、リスボア

第六

ホリヴァイア國

第七

伯刺西爾國

第八

勃爾牙利國

陸軍少將ヴィナロフ

イヅアレカラレ、レネー、ロフ

ドミニゴ、ガナ

アウグスト、マッテ

第九

智利國

カルロス、コロンチヤ

第十 清 國

第十一 格倫比亞國

ホルヘ、ホルガイシ

エス、ベレス、トリアナ

エム、ヴァルガス

第十二 玖馬共和國

アレントニオ、エスデ、ブスママレテ

ゴンザロ、デ、クエサダ

マスエル、サレグイリド

第十三 丁株 國

セー、ブロン

第十四 ドミニカ共和國

ドクトル、ヘンリケス、イ、カルザハル

第十五 エクアドル 國

アポリナル、テヘラ

ヴィクトル、エム、レンドン

エ、ドルシ、イ、テアルスア

第十六 西班牙國

第十七 佛蘭西國

レオリ、ブールジョア

デスツールネルド、コレスタレ

エルルノー

マルスラレ、ベレ

第十八 大不列顛國

エドワード、フライ

アーネスト、サトウ

レー

ヘンリー、ハワード

第十九 希臘國

クレオンソツオ、ラシガニ

ジョールジュ、ストレイト

第二十 グアテマラ國

ホセ、チブレ、マチヤド

第二十一 ハイチ國

ダルベマル、ジャン、ジョセフ

ジェ、エヌ、レジェー

ロエール、ユゲクロー

第二十二 伊太利國

ポンピリ

ジェー、フジナト

第二十三 日本國

佐藤愛磨

第四十四條ヲ留保ス

第二十四 盧森堡國

アイシエン

伯爵ドヴィレー

第二十五 墨西哥國

ジェー、ア、エステヴァ

エヌ、ベール、ド、ミエー

エス、エル、デ、ラ、バラ

第二十六 モンテネグロ國

ネリドフ

マルテレス

エヌ、チャリコフ

第二十七 ニカラグワ國

本條約所屬規則第四十四條ニ關シテ表明シ且十九百七年八月十七日ノ第四回總會議事録ニ記入セララル留保ヲ為ス

第三八 諾威國 エス、ハーゲルプ

第三九 巴奈馬國 ベー、ボラス

第四〇 バラグー國 ジュー、ヂュモニソー

第四一 和蘭國 ドブルグエ、アッヒェ、ドボーフ、オール

ラー、エム、セー、アッセル

デン、ベール、ポール、チユゲール

ジー、アー、ローエル

ジー、アー、ロエフ

第四二 秘露國 セー、ジュー、カンダモ

第四三 波斯國 モムタズス、サルタネー、云サマド、カン

サチグウルムルク、エム、アー、メッド、カン

第四四 葡萄牙國 侯爵、デ、ソヴエラル

伯爵、デ、セリール

アルベルト、ドリヴエイヤ

第四五 羅馬尼亞國 エドガール、マヅロコルダト

第四六 露西亞國 ネリドフ

マルテリス

エヌ、チリコフ

本條約附屬規則第四十  
四條、開表明、且千九百  
七年八月十七日、第四回總  
會議、議事録ニ記入セラレ  
タル留條ヲ為ス

第四七 サルヴァドル國 ベー、ジー、マテウ

エス、ベレス、トリアナ

第三六 塞爾比亞國

エス、グルーイツチ

エム、ジェー、ミロヴァノヴィツチ

エム、ジェー、ミリチエヴィツチ

第三五 暹羅國

モム、チャテデー、ウドム

セー、コラダオニ、ドレリ

第四十 瑞典國

ルアング、ビュヴァルト、ナリ、ナーバル

カト、アツレ、エエル、ハムマルスキョルド

ヨハニネス、ヘルネル

第四十一 瑞西國

カルラニ

第四十二 土耳其國

チュルカレ 第三條ヲ留保ス

第四十三 ヲルグエー國

ホセ、バトレ、イ、オールドニエス

第四十四 ヅエネズエラ國

ジー、ロル、フォルトウル

條約附屬書

陸戰ノ法規慣例ニ關スル規則

第一款 交戦者

第一章 交戦者ノ資格

第一條 戦争ノ法規及權利義務ハ單ニ

之ヲ軍ニ適用スルノミナラス左ノ條

件ヲ具備スル民兵及義勇兵團ニモ亦

之ヲ適用ス

一 部下ノ為ニ責任ヲ負フ者其ノ

頭ニ在ルコト

二 遠方ヨリ認識シ得ヘキ固着ノ

特殊徽章ヲ有スルコト

三 公然兵器ヲ携帯スルコト

四 其ノ動作ニ付戦争ノ法規慣例  
ヲ遵守スルコト

民兵又ハ義勇兵團ヲ以テ軍ノ全部又  
ハ一部ヲ組織スル國ニ在リテハ之ヲ  
軍ノ名稱中ニ包含ス

第二條 占領セラレサル地方ノ人民ニシテ敵

ノ接近スルニ當リ第一條ニ依リテ編  
成ヲ為スノ違ナク侵入軍隊ニ抗敵ス  
ル為自ラ兵器ヲ操ル者カ公然兵器ヲ  
携帯シ且戦争ノ法規慣例ヲ遵守スル  
トキハ之ヲ交戦者ト認ム

第三條 交戦當事者ノ兵力ハ戦闘負及  
非戦闘負ヲ以テ之ヲ編成スルコトヲ  
得敵ニ捕ハレタル場合ニ於テハ二者  
均シク俘虏ノ取扱ヲ受クルノ權利ヲ  
有ス

第二章 俘虜

第四條 俘虜ハ敵ノ政府ノ權内ニ屬シ  
之ヲ捕ヘタル個人又ハ部隊ノ權内ニ  
屬スルコトナシ  
俘虜ハ人道ヲ以テ取扱ハルヘシ  
俘虜ノ一身ニ屬スルモノハ兵器馬匹  
及軍用書類ヲ除クノ外依然其ノ所有  
タルヘシ

第五條 俘虜ハ一定ノ地域外ニ出テサ  
ル義務ヲ負ハシメテ之ヲ都市城寨陣

營其ノ他ノ場所ニ留置スルコトヲ得  
但シ已ムヲ得サル保安手段トシテ且  
該手段ヲ必要トスル事情ノ繼續中限  
之ヲ幽閉スルコトヲ得

第六條 國家ハ將校ヲ除クノ外俘虜ヲ  
其ノ階級及技能ニ應シ勞務者トシテ  
使役スルコトヲ得其ノ勞務ハ過度ナ  
ルヘカラス又一切作戰動作ニ關係ヲ  
有スヘカラス  
俘虜ハ公務所、私人又ハ自己ノ為ニ勞

務スルコトヲ許可セララルコトアル  
ヘシ  
國家ノ為ニスル勞務ニ付テハ同一勞  
務ニ使役スル内國陸軍軍人ニ適用ス  
ル現行定率ニ依リ支拂ヲ為スヘシ右  
定率ナキトキハ其ノ勞務ニ對スル割  
合ヲ以テ支拂フヘシ  
公務所又ハ私人ノ為ニスル勞務ニ關  
シテハ陸軍官憲ト協義ノ上條件ヲ定  
ムヘシ

俘虜ノ勞銀ハ其ノ境遇ノ艱苦ヲ輕減  
スルノ用ニ供シ剩餘ハ解放ノ時給養  
ノ費用ヲ控除シテ之ヲ俘虜ニ交付ス  
ヘシ

第七條 政府ハ其ノ權内ニ在ル俘虜ヲ  
給養スヘキ義務ヲ有ス  
交戦者間ニ特別ノ協定ナキ場合ニ於  
テハ俘虜ハ糧食寢具及被服ニ関シ之  
ヲ捕ヘタル政府ノ軍隊ト對等ノ取扱  
ヲ受クヘシ

第八條 俘虜ハ之ヲ其ノ權内ニ屬セシ  
タル國ノ陸軍現行法律規則及命令ニ  
服従スヘキモノトス總テ不従順ノ行  
為アルトキハ俘虜ニ對シ必要ナル嚴  
重手段ヲ施スコトヲ得  
逃走シタル俘虜ニシテ其ノ軍ニ違ス  
ル前又ハ之ヲ捕ヘタル軍ノ占領シタ  
ル地域ヲ離ルルニ先チ再ヒ捕ヘラレ  
タル者ハ懲罰ニ付セラルヘシ  
俘虜逃走ヲ遂ケタル後再ヒ俘虜ト為

リタル者ハ前ノ逃走ニ對シテハ何等  
ノ罰ヲ受クルコトナシ  
第九條 俘虜其ノ氏名及階級ニ付訊問  
ヲ受ケタルトキハ實ヲ以テ答フヘキ  
モノトス若此ノ規定ニ背クトキハ同  
種ノ俘虜ニ與ヘラルヘキ利益ヲ減殺  
セラルルコトアルヘシ  
第十條 俘虜ハ其ノ本國ノ法律力之ヲ  
許ストキハ宣誓ノ後解放セララルコ  
トアルヘシ此ノ場合ニ於テハ本國政

府及之ヲ捕ヘタル政府ニ對シ一身ノ  
名譽ヲ賭シテ其ノ誓約ヲ嚴密ニ履行  
スルノ義務ヲ有ス  
前項ノ場合ニ於テ俘虜ノ本國政府ハ  
之ニ對シ其ノ宣誓ニ違反スル勤務ヲ  
命シ又ハ之ニ服セムトノ申出ヲ受諾  
スヘカラサルモノトス

第十一條 俘虜ハ宣誓解放ノ受諾ヲ強  
制セララルルコトナク又敵ノ政府ハ宣  
誓解放ヲ求ムル俘虜ノ請願ニ應スル

ノ義務ナシ

第十二條 宣誓解放ヲ受ケタル俘虜ニ  
シテ其ノ名譽ヲ賭シテ誓約ヲ為シタ  
ル政府又ハ其ノ政府ノ同盟國ニ對シ  
テ兵器ヲ操リ再ヒ捕ヘラレタル者ハ  
俘虜ノ取扱ヲ受クルノ權利ヲ失フヘ  
ク且裁判ニ付セララルルコトアルヘシ  
第十三條 新聞ノ通信員及探訪者並酒  
保用達人等ノ如キ直接ニ軍ノ一部ヲ  
為ササル従軍者ニシテ敵ノ權内ニ陷

リ敵ニ於テ之ヲ抑留スルヲ有益ナリ  
ト認メタル者ハ其ノ所属陸軍官憲ノ  
證明書ヲ携帶スル場合ニ限り俘虜ノ  
取扱ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第十四條 各交戦國ハ戦争開始ノ時ヨ  
リ又中立國ハ交戦者ヲ其ノ領土ニ收  
容シタル時ヨリ俘虜情報局ヲ設置ス情  
報局ハ俘虜ニ關スル一切ノ問合ニ答フルノ任務ヲ  
有シ俘虜ノ留置移動宣誓解放交換逃  
走入院死亡ニ關スル事項其ノ他各俘

虜ニ關シ銘銘票ヲ作成補修スル為ニ  
必要ナル通報ヲ各當該官憲ヨリ受ク  
ルモノトス情報局ハ該票ニ番號氏名  
年齢本籍地階級所属部隊負傷竝捕獲  
留置負傷及死亡ノ日附及場所其ノ他  
一切ノ備考事項ヲ記載スヘシ銘銘票  
ハ平和克復ノ後之ヲ他方交戦國ノ政  
府ニ交付スヘシ  
情報局ハ又宣誓解放セラレ交換セラ  
レ逃走シ又ハ病院若ハ繃帶所ニ於テ

死亡シタル俘虜ノ遺留シ竝戰場ニ於テ發見セラレタル一切ノ自用品有價物信書等ヲ收集シテ之ヲ其ノ關係者ニ傳送スルノ任務ヲ有ス

第十五條 慈善行為ノ媒介者タル目的ヲ以テ自國ノ法律ニ從ヒ正式ニ組織セラレタル俘虜救恤協會ハ其ノ人道的事業ヲ有效ニ遂行スル為軍事上ノ必要及行政上ノ規則ニ依リテ定メラレタル範圍内ニ於テ交戦者ヨリ自己

及其ノ正當ノ委任アル代表者ノ為ニ一切ノ便宜ヲ受クヘシ右協會ノ代表者ハ各自陸軍官憲ヨリ免許狀ノ交付ヲ受ケ且該官憲ノ定メタル秩序及風紀ニ關スル一切ノ規律ニ服従スヘキ旨書面ヲ以テ約シタル上俘虜收容所及送還俘虜ノ途中休泊所ニ於テ救恤品ヲ令與スルコトヲ許サルヘシ

第十六條 情報局ハ郵便料金ノ免除ヲ享ク俘虜ニ宛テ又ハ其ノ發シタル信

書郵便為替有價物件及小包郵便物ハ  
差出國名宛國及通過國ニ於テ一切ノ  
郵便料金ヲ免除セラルヘシ  
俘虜ニ宛テタル贈典品及救恤品ハ輸  
入税其ノ他ノ諸税及國有鐵道ノ運賃  
ヲ免除セラルヘシ

第十七條 俘虜將校ハ其ノ抑留セラル  
ル國ノ同一階級ノ將校カ受クルト同  
額ノ俸給ヲ受クヘシ右俸給ハ其ノ本  
國政府ヨリ償還セラルヘシ

第十八條 俘虜ハ陸軍官憲ノ定メタル  
秩序及風紀ニ關スル規律ニ服従スヘ  
キコトヲ唯一ノ條件トシテ其ノ宗教  
ノ遵行ニ付一切ノ自由ヲ與ヘラレ其  
ノ宗教上ノ禮拜式ニ參列スルコトヲ  
得

第十九條 俘虜ノ遺言ハ内國陸軍軍人  
ト同一ノ條件ヲ以テ之ヲ領置シ又ハ  
作成ス  
俘虜ノ死亡ノ證明ニ關スル書類及埋

葬ニ關シテモ亦同一ノ規則ニ遵ヒ其ノ階級及身分ニ相當スル取扱ヲ為スヘシ

第二十條 平和克復ノ後ハ成ルヘク速ニ俘虜ヲ其ノ本國ニ歸還セシムヘシ

第三章 病者及傷者

第二十一條 病者及傷者ノ取扱ニ關スル交戦者ノ義務ハジュネヴア條約ニ依ル

第二款 戦闘

第一章 害敵手段、攻圍及

砲撃

第二十二條 交戦者ハ害敵手段ノ撰擇ニ付無制限ノ權利ヲ有スルモノニ非ス

第二十三條 特別ノ條約ヲ以テ定メタル禁止ノ外特ニ禁止スルモノ左ノ如シ

イ 毒又ハ毒ヲ施シタル兵器ヲ使用スルコト

口 敵國又ハ敵軍ニ属スル者ヲ背  
 信ノ行為ヲ以テ殺傷スルコト  
 ハ 兵器ヲ捨テ又ハ自衛ノ手段盡  
 キテ降ヲ乞ヘル敵ヲ殺傷スル  
 コト  
 ニ 助命セサルコトヲ宣言スルコ  
 ト  
 ホ 不必要ノ苦痛ヲ與フヘキ兵器  
 投射物其ノ他ノ物質ヲ使用ス  
 ルコト

一 軍使旗國旗其ノ他ノ軍用ノ標  
 章敵ノ制服又ハ<sup>レ</sup>他ノ條約ノ  
 特殊徽章ヲ擅ニ使用スルコト  
 ト 戦争ノ必要上萬已ムヲ得サル  
 場合ヲ除クノ外敵ノ財産ヲ破  
 壊シ又ハ押收スルコト  
 チ 對手當事國國民ノ權利及訴權  
 ノ消滅停止又ハ裁判上不受理  
 ヲ宣言スルコト  
 交戦者ハ又對手當事國ノ國民ヲ強制

レテ其ノ本國ニ對スル作戰動作ニ加  
ラシムルコトヲ得ス戰爭開始前其ノ  
役務ニ服シタル場合ト雖亦同シ  
第二十四條 奇計竝敵情及地形探知ノ  
為必要ナル手段ノ行使ハ適法ト認ム  
第二十五條 防守セサル都市村落住宅  
又ハ建物ハ如何ナル手段ニ依ルモ之  
ヲ攻撃又ハ砲撃スルコトヲ得ス  
第二十六條 攻撃軍隊ノ指揮官ハ強襲  
ノ場合ヲ除クノ外砲撃ヲ始ムルニ先

キ其ノ旨官憲ニ通告スル為施シ得ヘ  
キ一切ノ手段ヲ盡スヘキモノトス  
第二十七條 攻圍及砲撃ヲ為スニ當リ  
テハ宗教技藝學術及慈善ノ用ニ供セ  
ラルル建物歴史上ノ紀念建造物病院  
竝病者及傷者ノ收容所ハ同時ニ軍事  
上ノ目的ニ使用セラレサル限之ヲシ  
テ成ルヘク損害ヲ免レシムル為必要  
ナル一切ノ手段ヲ執ルヘキモノトス  
被圍者ハ看易キ特別ノ徽章ヲ以テ右

建物又ハ收容所ヲ表示スルノ義務ヲ  
負フ右徽章ハ豫メ之ヲ攻圍者ニ通告  
スヘシ

第二十八條 都市其ノ他ノ地域ハ突撃  
ヲ以テ攻取シタル場合ト雖之ヲ掠奪  
ニ委スルコトヲ得ス

### 第二章 間諜

第二十九條 交戦者ノ作戦地帯内ニ於  
テ對手交戦者ニ通報スルノ意思ヲ以  
テ隠密ニ又ハ虚偽ノ口實ノ下ニ行動

シテ情報ヲ蒐集シ又ハ蒐集セムトスル者ニ非サ  
レハ之ヲ間諜ト認ムルコトヲ得ス  
故ニ變装セサル軍人ニシテ情報ヲ蒐  
集セムカ為敵軍ノ作戦地帯内ニ進入  
シタル者ハ之ヲ間諜ト認メス又軍人  
タルト否トヲ問ハス自國軍又ハ敵軍  
ニ宛テタル通信ヲ傳達スルノ任務ヲ  
公然執行スル者モ亦之ヲ間諜ト認メ  
ス通信ヲ傳達スル為及總テ軍又ハ地  
方ノ各部間ノ聯絡ヲ通スル為輕氣球

ニテ派遣セラレタルモノ亦同シ

第三十條 現行中捕ヘラレタル間諜ハ  
裁判ヲ經ルニ非サレハ之ヲ罰スルコ  
トヲ得ス

第三十一條 一旦所屬軍ニ復歸シタル  
後ニ至リ敵ノ為ニ捕ヘラレタル間諜  
ハ俘虜トシテ取扱ハルヘク前ノ間諜  
行為ニ對シテハ何等ノ責ヲ負フコト  
ナシ

### 第三章 軍使

第三十二條 交戦者ノ一方ノ命ヲ帶ヒ  
他ノ一方ト交渉スル為白旗ヲ掲ケテ  
来ル者ハ之ヲ軍使トス軍使並之ニ隨  
從スル喇叭手、鼓手、旗手及通譯ハ不可侵權  
ヲ有ス

第三十三條 軍使ヲ差向ケラレタル部  
隊長ハ必シモ之ヲ受クルノ義務ナキ  
モノトス

部隊長ハ軍使カ軍情ヲ探知スル為其  
ノ使命ヲ利用スルヲ防クニ必要ナル

一切ノ手段ヲ執ルコトヲ得

濫用アリタル場合ニ於テハ部隊長ハ一時軍使ヲ抑留スルコトヲ得

第三十四條

軍使カ背信ノ行為ヲ教唆

シ又ハ自ラ之ヲ行フ為其ノ特權アル地位ヲ利用シタルノ證迹明確ナルトキハ其ノ不可侵權ヲ失フ

第四章 降伏規約

第三十五條

締約當事者間ニ協定セラ

ル降伏規約ニハ軍人ノ名譽ニ関ス

ル例規ヲ参酌スヘキモノトス

降伏規約一旦確定シタル上ハ當事者雙方ニ於テ嚴密ニ之ヲ遵守スヘキモノトス

第五章 休戦

第三十六條

休戦ハ交戦當事者ノ合意

ヲ以テ作戦動作ヲ停止ス若其ノ期間ノ定ナキトキハ交戦當事者ハ何時ニテモ再ヒ動作ヲ開始スルコトヲ得但シ休戦ノ條件ニ遵依シ所定ノ時期ニ

於テ其ノ旨敵ニ通告スヘキモノトス  
第三十七條 休戦ハ全般的又ハ部分的  
タルコトヲ得全般的休戦ハ普ク交戦  
國ノ作戦動作ヲ停止シ部分的休戦ハ  
單ニ特定ノ地域ニ於テ交戦軍ノ或部  
分間ニ之ヲ停止スルモノトス  
第三十八條 休戦ハ正式ニ且適當ノ時  
期ニ於テ之ヲ當該官憲及軍隊ニ通告  
スヘシ通告ノ後直ニ又ハ所定ノ時期  
ニ至リ戦闘ヲ停止ス

第三十九條 戦地ニ於ケル交戦者ト人  
民トノ間及人民相互間ノ關係ヲ休戦  
規約ノ條項中ニ規定スルコトハ當事  
者ニ一任スルモノトス  
第四十條 當事者ノ一方ニ於テ休戦規  
約ノ重大ナル違反アリタルトキハ他  
ノ一方ハ規約廢棄ノ權利ヲ有スルノ  
ミナラス緊急ノ場合ニ於テハ直ニ戦  
闘ヲ開始スルコトヲ得  
第四十一條 個人カ自己ノ發意ヲ以テ

休戰規約ノ條項ニ違反シタルトキハ  
唯其ノ違反者ノ處罰ヲ要求シ且損害  
アリタル場合ニ賠償ヲ要求スルノ權  
利ヲ生スルニ止ルヘシ

第三款 敵國ノ領土ニ於ケ  
ル軍ノ權力

第四十二條 一地方ニシテ事實上敵軍  
ノ權力内ニ歸シタルトキハ占領セラ  
レタルモノトス  
占領ハ右權力ヲ樹立シタル且之ヲ行

使ニ得ル地域ヲ以テ限トス

第四十三條 國ノ權力カ事實上占領者  
ノ手ニ移リタル上ハ占領者ハ絶對的  
ノ支障ナキ限占領地ノ現行法律ヲ尊  
重シテ成ルヘク公共ノ秩序及生活ヲ  
回復確保スル為施シ得ヘキ一切ノ手  
段ヲ盡スヘシ

第四十四條 交戦者ハ占領地ノ人民ヲ  
強制シテ他方ノ交戦者ノ軍又ハ其ノ  
防禦手段ニ付情報ヲ供與セシムルコ

トヲ得ス

第四十五條 占領地ノ人民ハ之ヲ強制  
シテ其ノ敵國ニ對シ忠誠ノ誓ヲ為サ  
シムルコトヲ得ス

第四十六條 家ノ名譽及權利個人ノ生  
命私有財産並宗教ノ信仰及其ノ遵行  
ハ之ヲ尊重スヘシ

私有財産ハ之ヲ沒收スルコトヲ得ス  
第四十七條 掠奪ハ之ヲ嚴禁ス

第四十八條 占領者カ占領地ニ於テ國

ノ為ニ定メラレタル租稅賦課金及通  
過稅ヲ徵收スルトキハ成ルヘク現行  
ノ賦課規則ニ依リ之ヲ徵收スヘシ此  
ノ場合ニ於テハ占領者ハ國ノ政府カ  
支辨ミタル程度ニ於テ占領地ノ行政  
費ヲ支辨スルノ義務アルモノトス  
第四十九條 占領者カ占領地ニ於テ前  
條ニ掲ケタル税金以外ノ取立金ヲ命  
スルハ軍又ハ占領地行政上ノ需要ニ應  
スル為ニスル場合ニ限ルモノトス

第五十條 人民ニ對シテハ連帶ノ責アリト認ムヘカラサル個人ノ行為ノ為金錢上其ノ他ノ連坐罰ヲ科スルコトヲ得ス

第五十一條 取立金ハ總テ總指揮官ノ命令書ニ依リ且其ノ責任ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ徵收スルコトヲ得ス取立金ハ成ルヘク現行ノ租稅賦課規則ニ依リ之ヲ徵收スヘシ一切ノ取立金ニ對シテハ納付者ニ領

收證ヲ交付スヘシ

第五十二條 現品徵發及課役ハ占領軍ノ需用ノ為ニスルニ非サレハ市區町村又ハ住民ニ對シテ之ヲ要求スルコトヲ得ス徵發及課役ハ地方ノ資力ニ相應シ且人民ヲシテ其ノ本國ニ對スル作戰動作ニ加ルノ義務ヲ負ハシメサル性質ノモノタルコトヲ要ス右徵發及課役ハ占領地方ニ於ケル指揮官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ要

求スルコトヲ得ス

現品ノ供給ニ對シテハ成ルヘク即金ニテ仕拂ヒ然ラサレハ領收證ヲ以テ之ヲ證明スヘク且成ルヘク速ニ之ニ對スル金額ノ支拂ヲ履行スヘキモノトス

第五十三條 一地方ヲ占領シタル軍ハ國ノ所有ニ屬スル現金基金及有價證券貯藏兵器輸送材料在庫品及糧秣其ノ他總テ作戰動作ニ供スルコトヲ得

一キ國有動産ノ外之ヲ押收スルコトヲ得ス

海上法ニ依リ支配セララルル場合ヲ除クノ外陸上海上及空中ニ於テ報道ノ傳送又ハ人若ハ物ノ輸送ノ用ニ供セララルル一切ノ機關貯藏兵器其ノ他各種ノ軍需品ハ私人ニ屬スルモノト雖之ヲ押收スルコトヲ得但シ平和克復ニ至リ之ヲ還付シ且之カ賠償ヲ決定スヘキモノトス

第五十四條 占領地ト中立地トヲ連結スル海底電線ハ絶對的ノ必要アル場合ニ非サレハ之ヲ押收シ又ハ破壊スルコトヲ得ス右電線ハ平和克復ニ至リ之ヲ還付シ且之カ賠償ヲ決定スヘキモノトス

第五十五條 占領國ハ敵國ニ屬シ且占領地ニ在ル公共建物不動産森林及農場ニ付テハ其ノ管理者及用益權者タルニ過キサルモノナリト考慮シ右財

産ノ基本ヲ保護シ且用益權ノ法則ニ依リテ之ヲ管理スヘシ

第五十六條 市區町村ノ財産並國ニ屬スルモノト雖宗教慈善教育技藝及學術ノ用ニ供セラレル建設物ハ私有財産ト同様ニ之ヲ取扱フヘシ  
右ノ如キ建設物歴史上ノ紀念建造物技藝及學術上ノ製作品ヲ故意ニ押收破壊又ハ毀損スルコトハ總テ禁セラレ且訴追セラルヘキモノトス

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル  
日本國皇帝(御名)此ノ書ヲ見ル有衆ニ  
宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ  
於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シタル  
帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國  
全權委員カ第四十四條ヲ留保シテ署名  
シタル陸戰ノ法規慣例ニ関スル條約ヲ  
閱覽照檢シ其ノ留保ヲ存シテ之ヲ嘉納

批准ス

神武天皇即位紀元二千九百七十一年明  
治四十四年十一月六日東京宮城ニ於テ  
親ヲ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名 國璽

外務大臣子爵内田康哉